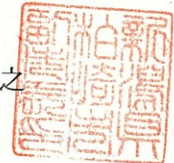




認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等について（公告）
地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の４６第１項の
規定により、認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告
申請があったため、同条第２項の規定により次のとおり公告する。

令和８年（２０２６年）６月２４日

柏崎市副市長 西 巻 康 之



１ 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

名称	堀町内会
区域	別表のとおり
主たる事務所の所在地	柏崎市大字堀１８１４番地３

２ 不動産に関する事項
土地

地 目	面 積	所 在 地
山林	１１１４㎡	柏崎市大字堀字泉田１０２３番１
山林	１２７９㎡	柏崎市大字堀字泉田１０２３番２

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	登記上の住所
中村 節雄	刈羽郡高田村大字堀６３０番地
中野 明一郎	刈羽郡高田村大字堀６４５番地
中村 與平太	刈羽郡高田村大字堀２３９７番地
中村 剛雄	刈羽郡高田村大字堀１４番戸
中村 又一	刈羽郡高田村大字堀６２６番地

3 当該不動産の移転登記等を行うことについて異議を述べることができる者

- (1) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 当該不動産の所有権を有することを疎明する者

4 公告期間

令和8年（2026年）6月24日から令和8年（2026年）
9月24日まで

5 異議を述べる方法等

(1) 方法

柏崎市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出すること。

(2) 提出先

新潟県柏崎市日石町2番1号
柏崎市役所市民生活部市民活動支援課

